平成２８年（フ）第６３５号
仙台市宮城野区福室６丁目11番16号　アップルハウス福室106、従前の住所埼玉県北本市本町６丁目52番地　本町マンション105
債務者　櫻井　　旭
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
仙台市泉区上谷刈６丁目１番40号　パセオセブンハイツ101、従前の住所仙台市泉区泉ケ丘４丁目17番５号　グレースヒル105
債務者　千葉　仁美（旧姓守屋）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
秋田県能代市昭南町８番37号　コーポしょうなん　５号
債務者　髙森　朝子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第４８号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字長町３番地１
債務者　大野　英明
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１３８号
茨城県水戸市堀町1297番地の１　３号
債務者　吉原　光子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５０号
茨城県水戸市赤塚２丁目2046番地の25　パークロイヤルＡ棟101号
債務者　山田　恵里（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７６号
茨城県つくば市北条1174番地　医療法人恵仁会　介護老人保健施設アレーテル・つくば、住民票上の住所茨城県つくば市玉取2011番地
債務者　久保田美江
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第７９号
茨城県石岡市国府５丁目４番８号　サンラインコーポＡ－６号室
債務者　船見　一世
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
千葉県茂原市萩原町２丁目34番地
債務者　松下登志夫
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
千葉県茂原市萩原町２丁目34番地
債務者　松下　昌子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字大戸90番地４
債務者　間瀬　吉春
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３３号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字大戸90番地４
債務者　間瀬　玉美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
富山県高岡市中川上町14番35－201号　スウィート・スクエアⅠ
債務者　松田　安弘
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２９号
山梨県大月市大月町花咲1498番地
債務者　小佐野　信
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
山梨県富士吉田市下吉田５丁目31番１号
債務者　渡邊　雄貴
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
長野県飯田市鼎下山713番地３
債務者　岡村　浩幸
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第８１号
静岡県富士宮市星山1019番地の５
債務者　早川　恭子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
静岡地方裁判所富士支部